第百十四条第一項第五号		
［略］	［略］	［略］
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号	［略］	第百十四条第二項第二号 二　組合員期間等のうち組合員期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書
		［略］
		第百十四条第四項
	［略］	［略］
		第百十四条第五項
	法第七十六条	
	退職共済年金	
	法附則第十二条の三	
	及び第六号から第八号までに掲げる事項並びに	
	、第二項第三号に掲げる書類と併せて連合会に提出するものとする。ただし、当該者が同号に掲げる書類を既に提出した場合には、当該書類の提出は、必要ない	
第百十四条第一項第五号		
［同上］	［同上］	［同上］
平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号	［同上］	第百十四条第二項第四号 四　前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し
	［同上］	［同上］
		第百十四条第四項及び第五項
	［同上］	［同上］
		［項を加える。］
	四　前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し	
	四の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	
	［同上］	［同上］
	連合会に提出する	